

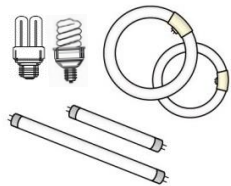
令和2年4月1日から 水銀ごみを分別回収します

当組合では、これまで使用済み蛍光管等については、埋立ごみとして回収し処分していましたが、水銀による環境の汚染に関する法律（水銀汚染防止法）により水銀廃棄物の適正回収・処理が義務化されたことから、令和2年4月から新たに使用済み蛍光管等を「水銀ごみ」として分別回収いたします。

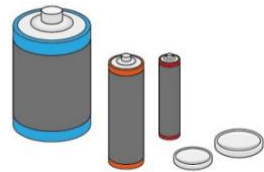
水銀ごみを搬入の際は、下記のとおり分別いただくよう皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

◎ 分別回収する水銀ごみの種類（5種類）

① 蛍光管



② 乾電池・ボタン電池



③ 水銀体温計



④ 水銀温度計



⑤ 水銀血圧計

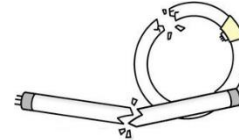


◎ 水銀ごみの持ち込み方



上記の①と②は、それぞれ種類ごとに
中が見える透明の袋に入れてください。
③～⑤はそのまま持ち込んでください。

◎ 割れた蛍光管の出し方



割れた蛍光管と割れていない蛍光管は
別々の袋に入れてください。

◎ 搬入場所

酒田地区広域行政組合リサイクルセンター
(酒田市北沢字長面200番地 電話番号：94-2339)

お問い合わせ先
酒田地区広域行政組合事務局管理課
酒田市広栄町三丁目133番地
電話番号：31-2882